

◎ 限度超過車両の通行可能経路に係る確認制度の創設、歩行者利便増進道路の創設等を規定

【法令名】

道路法等の一部を改正する法律

| | |
|-----------|--|
| 【掲載官報】 | 令和2年5月27日 号外第104号 4ページ |
| 【法令番号】 | 令和2年5月27日 法律第31号 |
| 【管轄省庁】 | 国土交通省 |
| 【施行期日】 | 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※一の3の改正規定は公布の日から、一の4及び一の7の改正規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 |
| 【法令のあらまし】 | <p>【一 道路法の一部改正関係】</p> <p>1 自動運行補助施設の設置</p> <p>(一) 道路の附属物に、自動運行補助施設で道路上に又は道路の路面下に第18条第1項に規定する道路管理者が設けるものを追加することとし、その性能の基準等は、国土交通省令で定めることとした。(第2条及び第45条の2関係)</p> <p>(二) 道路の占用の許可に係る施設として自動運行補助施設を追加することとし、安全かつ円滑な道路の交通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人等が設ける自動運行補助施設の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならぬとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。 (第32条及び第33条関係)</p> <p>2 特定車両停留施設の設置</p> <p>(一) 道路の附属物に、特定車両停留施設を追加することとし、その構造等の技術的基準は、国土交通省令で定めることとした。 (第2条及び第48条の31関係)</p> <p>(二) 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定することとした。(第48条の30関係)</p> <p>(三) 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないこととし、当該許可を受けようとする者は、申請書を道路管理者に提出しなければならないこととした。(第48条の32関係)</p> |

(四) 道路管理者は、(三)の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならないこととした。

(第 48 条の 33 関係)

(1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち(二)により指定した種類のものであること。

(2) 当該許可の申請に係る事項が政令で定める基準に適合するものであること。

(五) 道路管理者は、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができることとした。

(第 48 条の 35 関係)

3 災害が発生した場合における国土交通大臣による代行制度の拡充

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づき、当該都道府県又は市町村に代わって次に掲げる道路の管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を自ら行うことができることとした。（第 17 条及び第 27 条関係）

(一) 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

(二) 都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

4 限度超過車両の通行可能経路に係る確認制度の創設

(一) 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととした。

(第 47 条の 4～第 47 条の 9 関係)

(二) 登録を受けた限度超過車両（以下「登録車両」という。）を通行させようとする者は、国土交通大臣に対し、通行可能経路の有無について、その確認を求めることができることとし、確認の求めをしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととした。（第 47 条の 10 第 1 項、第 2 項及び第 5 項関係）

(三) (二)の求めを受けた国土交通大臣は、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をすることとし、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び通行方法について回答をすることとした。

(第 47 条の 10 第 3 項関係)

(四) 登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させるときは、第 47 条第 2 項及び第 3 項の規定は、当該登録車両について適用しないこととした。（第 47 条の 10 第 8 項関係）

(五) 登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積

載する貨物の重量等を記録し、保存しなければならないこととし、国土交通大臣は、(一)から(四)までの規定を施行するため必要な限度において、登録車両を(三)の回答の内容に従って通行させる者に対し、必要な事項についての報告を求めることができることとした。(第 47 条の 12 第 1 項及び第 2 項関係)

(六) 道路管理者は、(三)の回答の内容に従わないで車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止等を命ずることができることとした。(第 47 条の 14 第 1 項関係)

5 歩行者利便増進道路の創設

(一) 道路管理者は、道路の構造等を勘案して、歩行者の利便の増進等を図るため、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(三)及び(四)において「歩行者利便増進施設等」という。)の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができることとした。(第 48 条の 20 関係)

(二) 歩行者利便増進道路に係る道路の構造の技術的基準は、歩行者の利便の増進等が図られるように定められなければならないこととした。(第 48 条の 21 関係)

(三) (二)の技術的基準に適合する歩行者利便増進道路の区域のうち、道路管理者が指定した区域(四)において「利便増進誘導区域」という。)内に設けられる歩行者利便増進施設等の道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでなければならないとの規定にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができることとした。(第 33 条関係)

(四) 道路管理者は、利便増進誘導区域における道路の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進等を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等について、公募によって道路を占用する者を選定できることとした。(第 48 条の 23～第 48 条の 29 関係)

6 自動車駐車場等運営事業

(一) 道路管理者は、自動車駐車場等運営権を設定する場合には、道路法の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させることとした。(第 48 条の 40 関係)

(二) 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者(三)において「特定道路管理者」という。)は、自動車駐車場等運営権者から届け出られた利用料金が道路法の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができることとした。(第 48 条の 42 第 1 項関係)

(三) 自動車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為について必要な道路の占

用の許可等については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可等があったものとみなすこととした。(第 48 条の 45 関係)

7 指定登録確認機関

(一) 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、(二)の業務の実施等に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができることとした。(第 48 条の 46 関係)

(二) 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うこととした。(第 48 条の 49 関係)

(1) (三)の事務を行うこと。

(2) 道路管理者の委託を受けて、第 47 条の 2 第 1 項の許可に係る審査の事務を行うこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(三) 国土交通大臣は、その指定をする者に、4 の(一)の登録の実施に関する事務(登録の取消しに関する事務を除く。)、4 の(三)の回答の実施に関する事務等の全部又は一部を行わせることができることとした。(第 48 条の 50 関係)

【二 道路整備特別措置法の一部改正関係】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の 2 の(三)の規定による許可等を行うこととした。(第 8 条及び第 17 条関係)

【三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係】

国は、都道府県又は市町村が歩行者利便増進道路の区域において建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合又は道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けて自動運行補助施設を設置しようとする者に対し自動運行補助施設の設置工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。

(第 1 条、第 4 条及び第 5 条関係)

【改正される法令】

- ・ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- ・ 道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号)

WestlawJapan 法令あらし

- ・ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）
- ・ 踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）
- ・ 道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）
- ・ 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）